<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="2">⑧-1</td><td></td><td>R7 当初予算額
R6 補正予算額</td><td>200 百万円
2,500 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">指定管理鳥獣対策事業費</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="5">集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等に基づき行う捕獲や被害対策等の取組に対し、必要な経費を国が支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県、協議会（※協議会は、下記対象事業 1(1),(3),(4) 及び 2(1),(5)に限る）、市町村（※市町村は、都道府県からの間接交付かつ下記対象事業 2(2),(3),(4)に限る）</td><td colspan="2">補助率</td><td colspan="2">１／２以内、定額等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="5">１．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業
（１）指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業
捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助
（２）指定管理鳥獣捕獲等事業
指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助
（３）効果的捕獲促進事業
効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助
（４）認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助
（５）ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助
（６）ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援
①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助
②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助
２．クマ類総合対策事業
（１）計画策定・調査等事業
特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画並びに広域的な保護・管理の方針策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助</td></tr>
</table>

	（２）捕獲等事業 　指定管理鳥獣（クマ類）の捕獲及び処分に係る経費の補助 （３）出没防止対策事業 　クマ類の出没防止のための誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等に係る経費の補助 （４）出没時の体制構築事業 　クマ類の市街地・集落等への出没を想定した訓練・研修や出没対応マニュアルの作成、出没情報収集等に係る経費の補助
支援内容	１．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業 （１）事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 　事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） 　（ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （２）事業費の１／２以内 （ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の２／３以内、豚熱ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の２／３以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）、ニホンジカの生息密度が ２０頭／㎢を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県にあっては ２／３以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はニホンジカに限る。）） （３）事業費 10,000 千円を上限とする定額補助 （４）事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 　（ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （５）事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 　（ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （６）①１頭当たり９千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり 10 千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各２頭目から支払い）及び１処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助 　②１頭当たり８千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり９千円を上限とする定額、シカ、イノシシ各１頭目から支払い）及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助 ２．クマ類総合対策事業 （１）事業費 5,000 千円を上限とする定額（都道府県） 　事業費 10,000 千円を上限とする定額（協議会） 　（ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内。交付上限額は 12,500 千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費 20,000 千円を上限とする定額、交付上限額 25,000 千円。）、15,000 千

	円（協議会）） （２）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （３）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （４）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （５）事業費 2,000 千円を上限とする定額 （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内）
離島での実績	香川県男木島ほか、長崎県対馬島、鹿児島県屋久島
備　考	
担当部署	環境省　自然環境局　野生生物課　鳥獣保護管理室
連絡先	TEL　03-5521-8285
参照 HP	http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html

指定管理鳥獣対策事業費

【令和７年度予算　200百万円（200百万円）】
【令和６年度補正予算額　2,500百万円】

環境省

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（１）ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

（２）クマ類総合対策事業【拡充】

①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（補助率１／２、２／３、定額）
■交付対象　都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
■実施期間　平成26年度～

4. 事業イメージ

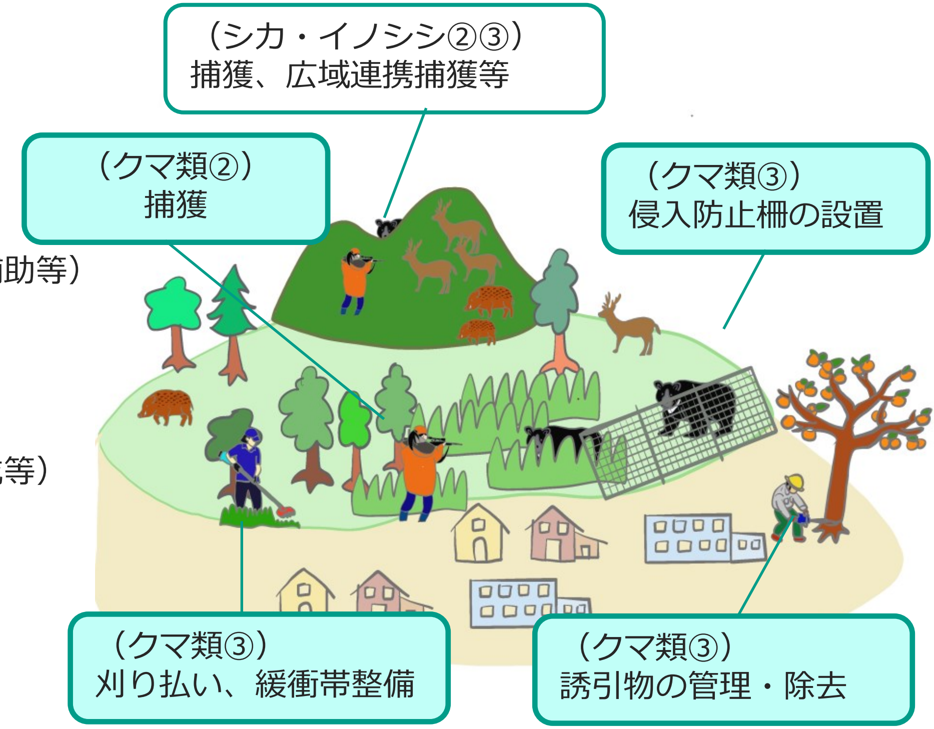

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室　電話：03-5521-8285

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-2</td><td></td><td>Ｒ７当初予算額
Ｒ６補正予算額</td><td>1.7 億円
35.25 億円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">海岸漂着物等地域対策推進事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２（地域計画策定・改定に係る事業）
７／１０（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業）
※離島振興法の対象となる地域については、補助率を７／１０から９／１０に嵩上げ</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">①　地域計画の策定・改定等に係る事業
地域計画の策定･改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業
②　海洋ごみの回収・処理に係る事業
海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業
③　海洋ごみの発生抑制対策に係る事業
海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">①は、補助率１／２
②、③は補助率７／１０　ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を７／１０から９／１０に嵩上げ</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">長崎県対馬市、五島市、壱岐市など</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－５５２１－９０２５</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

海岸漂着物等地域対策推進事業

【令和７年度予算170百万円（170百万円）】
【令和６年度補正予算額　3,525百万円　】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）
○地域計画策定事業（都道府県のみ）　・・・補助率 １／２
○回収・処理事業、発生抑制対策事業 ・・・補助率 ９／１０～７／１０、定額※
　北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率９．５／１０～８．５／１０
　※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う
　　場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

■事業形態　　補助事業
■補助対象　　都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
■実施期間　　平成２７年度～

4. 事業イメージ

環境省
事業計画 ↑　補助金 ↓　↑ 事業実績報告
都道府県、市町村などによる回収処理事業等の実施

漂流・漂着・海底ごみの及ぼす様々な影響	海洋ごみの回収処理事業等の推進
海洋環境、沿岸居住環境、観光・漁業、船舶航行	重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　海洋環境課　　電話：03-5521-9025

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="2">⑧-3</td><td>Ｒ７当初予算額
Ｒ６補正予算額</td><td>3,450 百万円の内数
7,000 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">民間企業等による再エネの導入及び地域共生
加速化事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。再エネ設備等の導入や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における脱炭素化に向けた取組を促進する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>・民間事業者・団体等</td><td colspan="2">補助率</td><td>（１）①３／４、②２／３
（２）３／４</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）離島の脱炭素化推進事業
離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。
＊外部給電可能で充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限る。（上限あり）
（２）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">補助対象経費のうち
（１）①計画策定３／４、②設備導入２／３
（２）３／４
を支援する。</td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4">—</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL：03-5521-8339</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.eta.or.jp/index.php</td></tr>
</table>

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業
（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

【令和７年度予算額　3,450百万円（新規）】
【令和６年度補正予算額　　　7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
（３）離島の脱炭素化等推進事業
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

＊ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

＊（１）（２）（３）（４）の該当メニューにおいて、EV・PHV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　　メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入

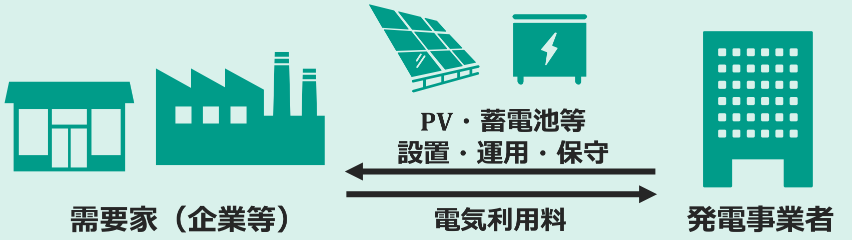

設置場所の特性に応じた再エネ導入

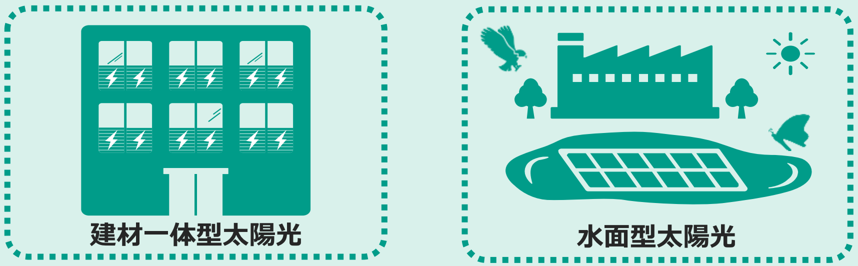

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（1/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

① 離島の脱炭素化推進事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- ■補助対象　民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

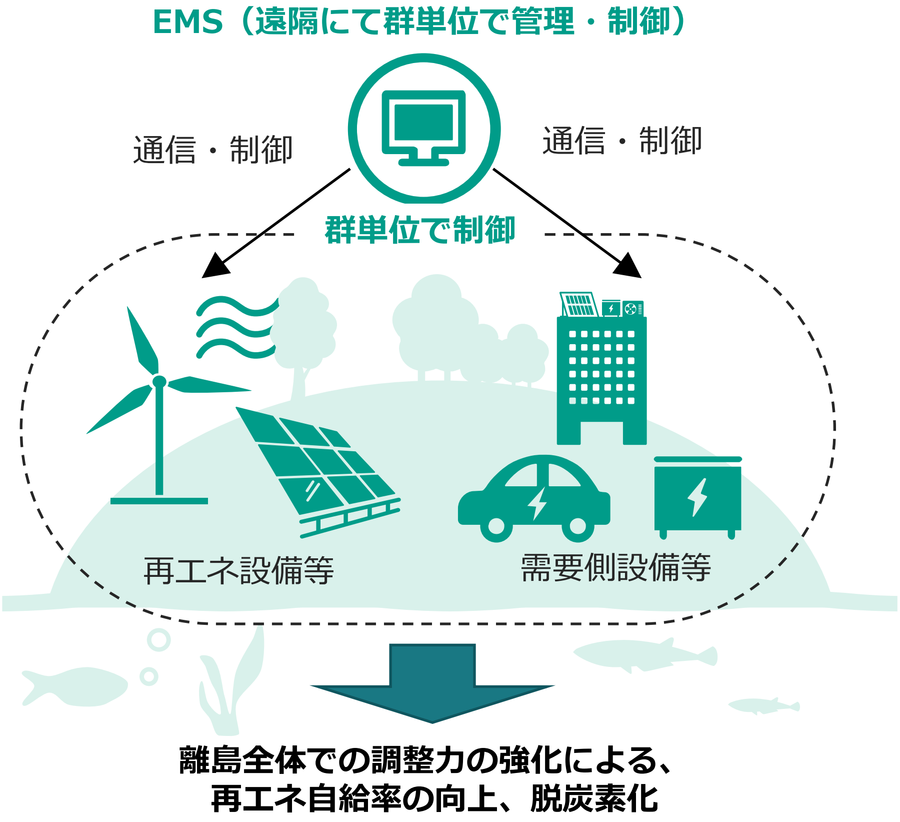

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（2/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

（ア）エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。

（イ）漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

浮体式洋上風力の実施において一つの課題となっている漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　（ア）補助事業（補助率：3/4）　　（イ）委託事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　（ア）令和７年度　　（イ）令和７年度～令和８年度

4. 事業イメージ

（ア）

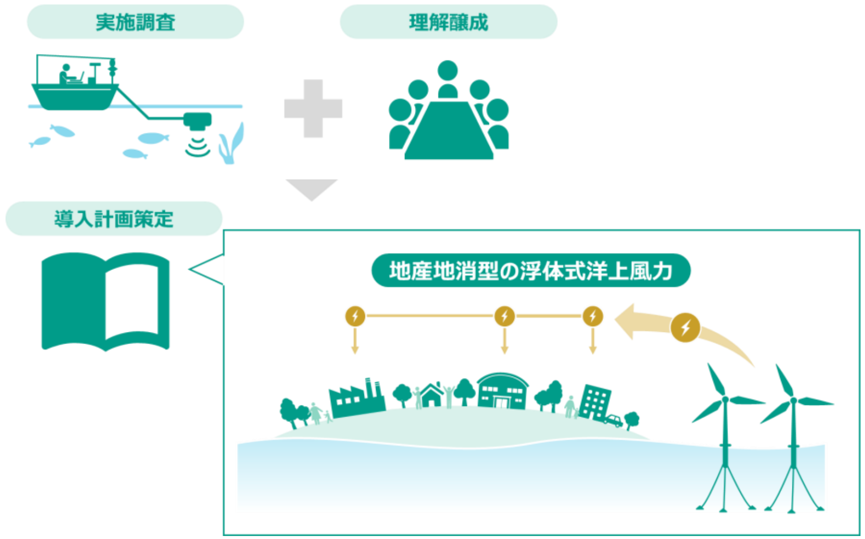

（イ）

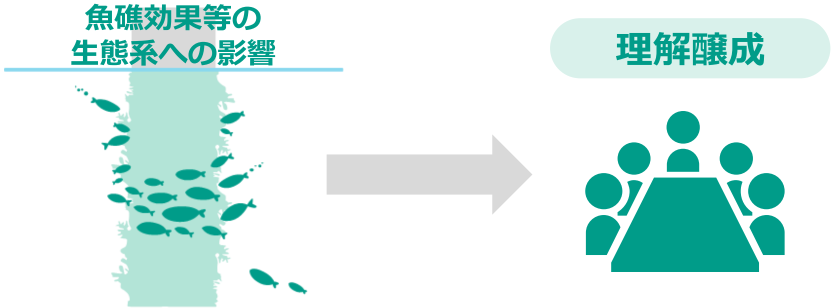

お問合せ先：
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
環境省 自然環境局 自然環境計画課　生物多様性主流化室　電話：03-5521-8150

No.	⑧-4		R７当初予算額	2.5 億円
事業名	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 （グリーンワーカー）事業		府省庁名	環境省
概　要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施			
支援対象	— （請負事業として実施）	補助率	—	
対象事業	①生物の多様性の確保に関する業務 （盗採・密猟・踏み荒らし等の監視、利用指導、希少な野生動植物の生息・生育環境の維持回復活動、外来種の駆除等） ②環境美化業務等 （山岳地・湖沼・海底等の清掃困難地の清掃、広範囲にわたる一斉清掃等） ③施設の維持・管理業務等 （登山ルートにかかる歩道、標識等の簡易な施設の補修、草刈り等） ④景観維持業務等 （雑木林や草原景観等の維持活動等） ⑤対象地区に関する調査業務等 （動植物の生息・生育状況調査、山火事等による自然の被害の調査、利用状況調査等） ⑥国指定鳥獣保護区における管理員要領に定める業務 ⑦その他対象地区の保全・管理に関する業務			
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施			
離島での実績	令和６年度　礼文島（北海道)、対馬島（長崎県）など			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局国立公園課			
連絡先	０３—５５２１－８２７８			
参照 HP				

国立公園等管理等事業費

（11）国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費（地方予算）

環境省

【令和７年度予算　251百万円（251百万円）】

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

1. 事業目的

① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
③ 生物多様性の保全を図る
④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

2. 事業内容

<背景>
〇自然環境保全に対する地域からの要請　〇生物多様性保全に関する社会的要請
〇公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制の充実を図る

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践
⇒　全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
⇒　生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
⇒　公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業
■請負先　　民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
■実施期間　　平成13年度～

4. 事業イメージ

〇実施形態

国 →（請負）→ 民間団体等
民間団体等 →（結果の報告）→ 国

【重点課題】	【実施予定箇所】
1　野生生物の保護や外来種の駆除 2　地域景観の保全 3　登山道の維持・補修	中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所で事業を実施

具体的な活動例

登山道の維持・補修

外来種の駆除

地域景観の保全

公園内の清掃

お問合せ先：　環境省　自然環境局　国立公園課　電話　03-5521-8277

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-5</td><td></td><td>R７予算額</td><td>２０百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">生物多様性保全推進交付金
（エコツーリズム地域活性化支援事業）</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">　エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム（ジオツーリズムを含む）は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。
　この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム推進全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下、協議会という条件あり。）</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２（500 万限度額）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの（施設整備は対象外）
ア．エコツーリズム推進全体構想の作成、変更とそれらに係る準備
イ．エコツーリズムの推進体制の整備・強化
ウ．資源調査
エ．ルールづくり
オ．人材育成
カ．ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施
キ．モニタリング及び評価方法の作成
ク．エコツーリズム推進マニュアルの作成、インタープリテーション計画
ケ．広報</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">（令和６年度）神津島エコツーリズム推進協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">環境省ＨＰにて公募</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省　自然環境局国立公園課国立公園利用推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－５５２１－８２７１</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html</td></tr>
</table>

国立公園等利用等推進事業費
(４)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

環境省

【令和７年度予算（案）　20百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の１／２を交付金で支援。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（補助率１／２、定額）

■交付対象　地域協議会

■実施期間　平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の１／２を支援する。

・体制の強化、資源調査
・エコツーリズム推進全体構想の作成
・ルール作り（地域の合意形成）
・ガイド等の人材育成

・魅力的なツアープログラムづくり
（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室　電話：03-5521-8271

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-6</td><td colspan="2"></td><td>R７当初予算額</td><td>1,100 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="5">「グリーンスローモビリティの導入促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">地方公共団体、民間事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">1/2（上限 300 万円）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="5">（２）グリーンスローモビリティの導入促進事業
地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="5">補助率１／２（上限 300 万円）</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="5">令和６年度：高知県宿毛市（沖の島）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="5">環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="5">03-5521-8301</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和7年度予算　1,100百万円（1,495百万円）】

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- 地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

（1）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

（2）グリーンスローモビリティの導入促進事業（補助）

・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。

（3）公共交通分野の効果的CO２削減方策検討事業（委託）

・先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）間接補助事業（1/2,1/3,1/4 ※一部上限あり）
（２）間接補助事業（1/2 ※一部上限あり）
（３）委託事業

■委託先・補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

（１）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

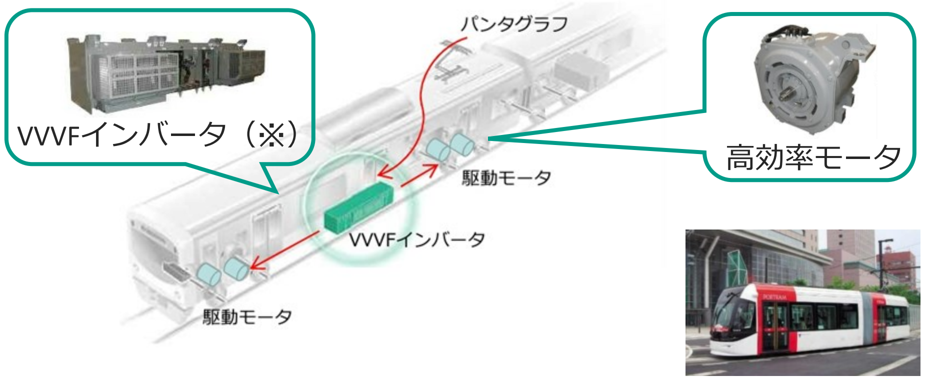

※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
（写真は東洋電機製造(株)HPより）

（２）グリーンスローモビリティの導入促進事業

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

No.	⑧-7		R７当初予算額	3,774 百万円
事業名	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業		府省庁名	環境省
概　要	脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業として、コスト競争力につながる水素サプライチェーンモデル構築、自立分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。 また、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等の支援を行う。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者・団体等	補助率	１／２、２／３	
対象事業	③再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業 再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。 ④地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。			
支援内容	（１）③：補助率２／３（中小企業及び政令指定都市以外の市町村)、１／２（中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等） （２）①補助率２／３など			
離島での実績	―			
備　考	―			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL: 03-5521-8339			
参照 HP				

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）

環境省

【令和7年度予算　3,774百万円（新規）】

水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

2. 事業内容

① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・FS事業／実証事業【委託】
　需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築するFS調査や実証事業を行う。

② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（後年度負担のみ）【委託】
　既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーンを構築する実証事業を行う。

③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
　再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。

④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業【補助】
　燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
　脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：①②⑤委託事業・③④補助事業（補助率：1/2、2/3）

■ 委託先等　：地方公共団体、民間事業者・団体等

■ 実施期間：①令和7～11年度、②令和7年度、③令和7～11年度、④令和７～8年度、⑤令和7～11年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：
①～③、⑤　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話: 0570-028-341
④　環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室　電話: 03-5521-8301

No.	⑧-8		R７当初予算額	325 百万円の内数
事業名	地域循環共生圏創造事業		府省庁名	環境省
概　要	各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援ができる主体の育成及び地域循環共生圏づくりの推進を図る。			
支援対象	地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等	補助率	参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円（税込）を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担	
対象事業	地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、伴走支援と財政支援を実施。			
支援内容	伴走支援：地方事務局（地方環境事務所等及び地方 EPO 等）が主に中間支援主体を支援し、中間支援主体が活動団体を中間支援することで、中間支援主体の育成及び活動団体による地域循環共生圏づくりを推進する。 財政支援：参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担。			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室			
連絡先	TEL：03-5521-8328			
参照 HP	https://chiikijunkan.env.go.jp/			

地域循環共生圏創造事業費

【令和７年度予算 325百万円（350百万円）】

環境省

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

① トランジションモデル形成

② 中間支援機能の担い手育成

③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年４月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。

② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。

③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

■事業形態	共同実施／請負事業
■共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度～令和１０年度（予定）

4. 事業イメージ

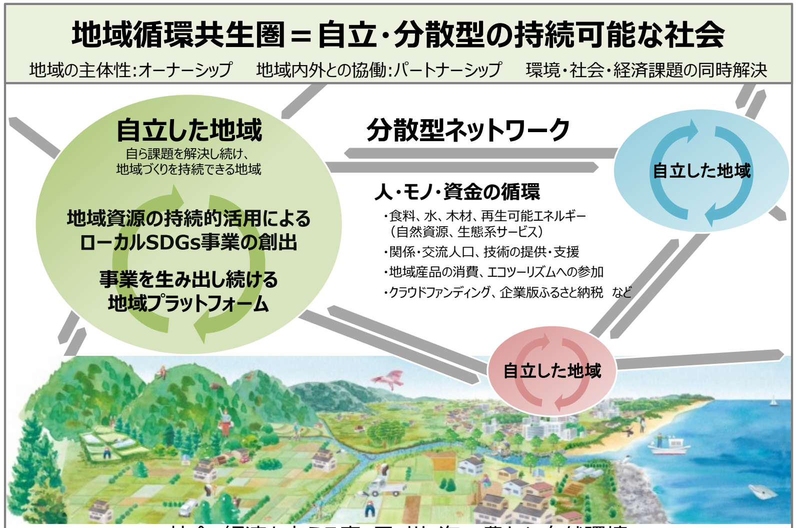

地域循環共生圏（2018年、第５次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。
その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために 、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。
※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室 電話：03-5521-8328

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="2">⑧-9</td><td>R7当初予算額
R6補正予算額</td><td>711百万円の内数
918百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体・民間事業者
（（１）②については、共同実施に限り民間事業者も対象、（１）③については、一部民間事業者も対象、（２）②は民間事業者のみ対象）</td><td>補助率</td><td colspan="2">（１）①３／４、２／３
（補助上限額：800万円／件）
②３／４
（補助上限額：800万円／件）
③２／３、１／２、１／３
（補助上限額：2,000万円／件）
（２）①３／４
（補助上限額：2,500万円／件）
②１／２
（補助上限額：800万円／件）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
　地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
　公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
　地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
（２）地域共生型再エネ導入促進事業
①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
　自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。
②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
　再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。</td></tr>
</table>

支援内容	上記対象事業に係る、地方公共団体の提案に沿った再エネ設備導入等に係る調査を支援
離島での実績	令和３年度・・・14 地域（東京都利島村、東京都三宅村、新潟県佐渡市、岡山県岡山市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、広島県大崎上島町、香川県高松市、香川県観音寺市、福岡県北九州市、福岡県宗像市、福岡県糸島市、熊本県上天草市、長崎県壱岐市） 令和４年度・・・17 地域（北海道奥尻町、三重県志摩市、島根県隠岐の島町、岡山県玉野市、広島県福山市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県多度津町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、福岡県新宮町、長崎県五島市、長崎県西海市、熊本県天草市、宮崎県延岡市、新潟県佐渡市、福岡県宗像市） 令和５年度・・・23 地域（宮城県塩竈市、山形県酒田市、新潟県佐渡市、東京都大島町、石川県輪島市、三重県鳥羽市、広島県三原市、広島県呉市、山口県下関市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県土庄町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、福岡県新宮町、熊本県上天草市、熊本県天草市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県長島町、鹿児島県屋久島町） 令和６年度・・・11 地域（北海道奥尻町、北海道厚岸町、宮城県石巻市、東京都大島町、静岡県熱海市、山口県下関市、香川県土庄町、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県上島町、大分県佐伯市）
備　考	
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
連絡先	03-5521-9109
参照 HP	https://www.env.go.jp/policy/post_169.html

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

【令和７年度予算　　711百万円（758百万円）】
【令和６年度補正予算額　　918百万円　】

環境省

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（２）地域共生型再エネ導入促進事業
①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）
(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象　(1)①(2)① 地方公共団体　(1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等　(1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和７年度　※(1)②(3)②は令和４年度～、(1)④(3)③は令和５年度～、(2)②は令和６年度～、(1)⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
（２）地域共生型再エネ導入促進事業

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

環境省

地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助３／４、２／３（上限800万円）　②間接補助３／４（上限800万円） ③間接補助２／３、１／２、１／３（上限2,000万円）　④⑤委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） ③地方公共団体、民間事業者・団体等　④⑤民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(1)②は令和４年度～、④は令和５年度～、⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

①④⑤計画策定支援・横展開

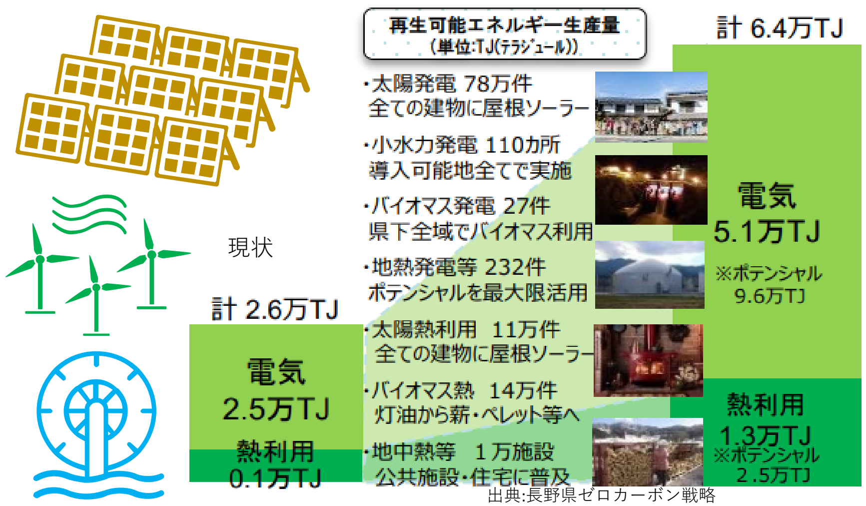

出典:長野県ゼロカーボン戦略

②④導入調査支援

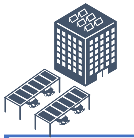

公共施設等への再エネ導入可能量調査等

③体制構築支援

地域再エネ事業の実施・運営体制の構築

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（２）地域共生型再エネ導入促進事業

環境省

地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助　３／４　（上限2,500万円） ②間接補助　１／２　（上限800万円）　③委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②③民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(2)②は令和６年度～

4. 事業イメージ

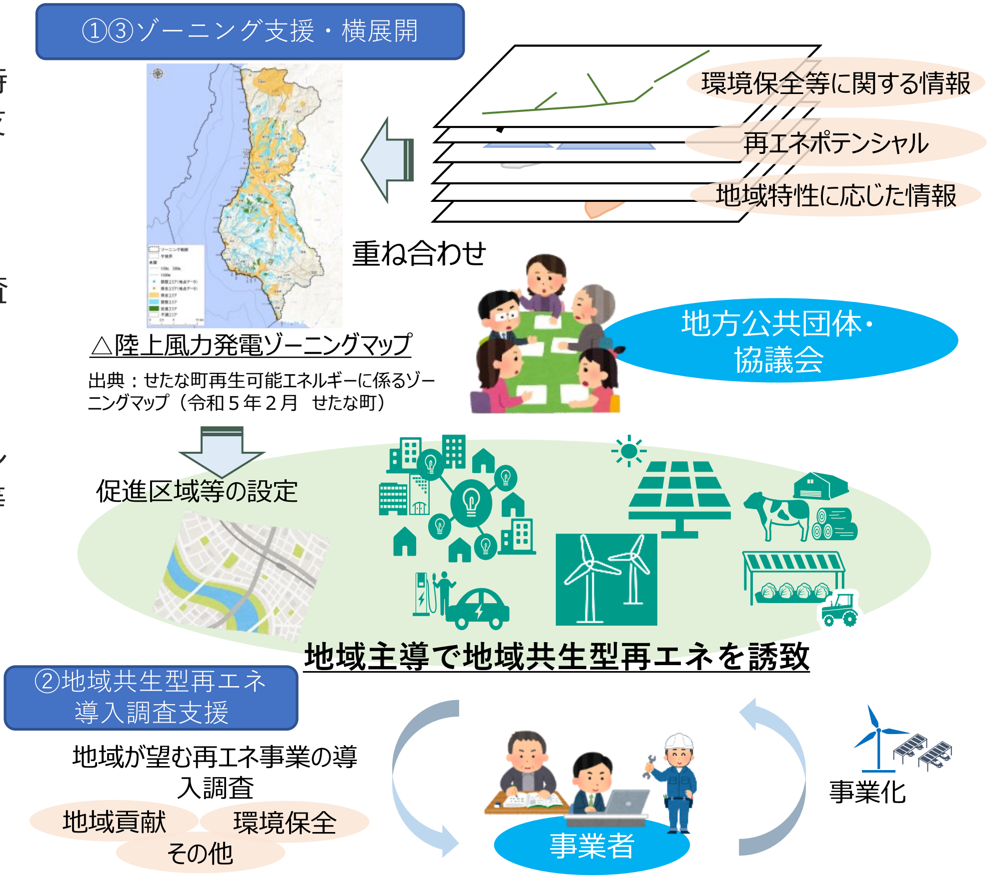

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和７年度　※(3)②は令和４年度～、③は令和５年度～

4. 事業イメージ

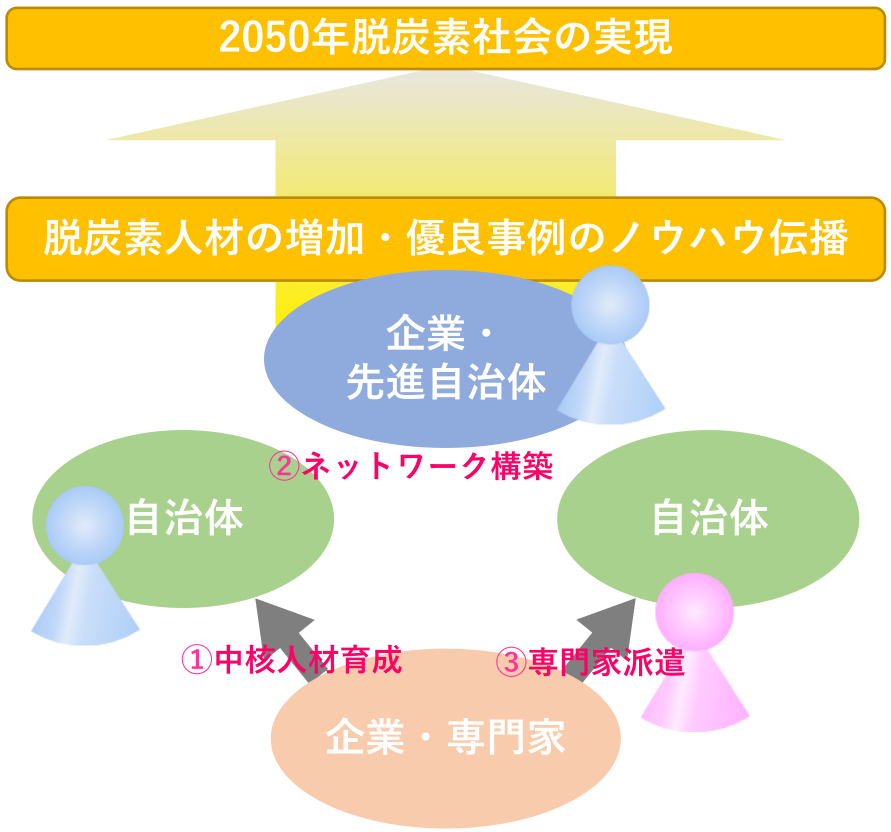

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

No.	⑧-10		Ｒ７当初予算額 Ｒ６補正予算額	38,521 百万円の内数 36,500 百万円の内数
事業名	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）		府省庁名	環境省
概　要	「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月 28 日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援します。 これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進します。			
支援対象	地方公共団体等	補助率	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①脱炭素先行地域への支援：原則２／３ ②重点対策に取り組む地域への支援：２／３～１／３等 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金 ：原則２／３	
対象事業	（１）意欲的な脱炭素の取組（①又は②）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。 ①　脱炭素先行地域づくり事業への支援 ②　重点対策加速化事業への支援 （２）民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援			
支援内容	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①　脱炭素先行地域づくり事業 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省 CO2 等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象 ②　重点対策加速化事業 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援			

離島での実績	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①　脱炭素先行地域づくり事業：(R5) 奥尻町 ②　重点対策加速化事業：(R5) 該当無し （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金： (R5) 該当無し
備　考	―
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
連絡先	03-5521-8233
参照 HP	脱炭素地域づくり支援サイト：https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/

地域脱炭素推進交付金
（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和７年度予算　　38,521百万円（ 42,520百万円）】
【令和６年度補正予算額　　36,500百万円　】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（３）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）（２）交付金、（３）委託費
■交付対象・委託先　（１）（２）地方公共団体等、（３）民間事業者・団体等
■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

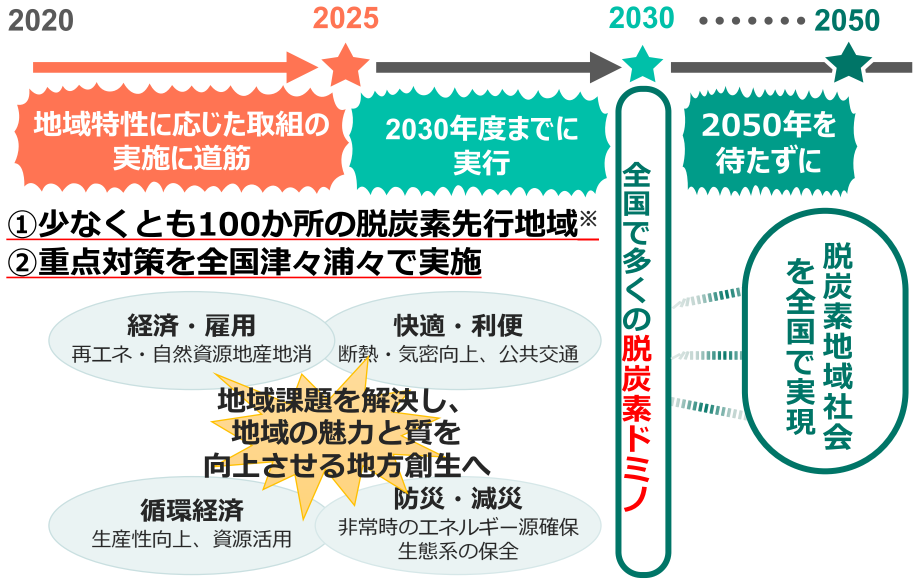

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（１）（２）交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合	国	➡	地方公共団体	
(b)民間事業者等も事業を実施する場合	国	➡	地方公共団体	➡ 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上） ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	**1）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 （公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱､温泉熱　等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） **2）効果促進事業** １）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち2つ以上を実施（①②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** ※ （例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業） ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ** ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※ 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	**民間裨益型自営線マイクログリッド等事業** 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則２／３	２／３～１／３、定額	原則２／３
事業期間	おおむね５年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、３年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		

No.	⑧-11		R７当初予算額	500 百万円の内数
事業名	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）		府省庁名	環境省
概　要	国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産及び長距離自然歩道（以下「国立公園等」という）の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるため、これまでの観光庁多言語支援事業等の成果（英文解説文作成支援）を活用しつつ、国立公園等に設置された案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICT など先進的・高次元な技術も活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	２/３	
対象事業	国立公園等区域内等（※）に設置される案内板・デジタルサイネージ、展示等において、ICT 等の先進的・高次元な技術を活用した多言語解説の媒体整備をおこなうもの （※誘客を促すものであれば、国立公園等区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の公園等への拠点となる公共施設・空間等で実施するものも対象となりえる）。			
支援内容	補助率２／３			
離島での実績	島根県隠岐郡海士町（R２）、長崎県五島市（R２・R３）、香川県坂出市（R５）、鹿児島県屋久島町（R５）、長崎県五島市（R６）			
備　考				
担当部署	環境省　自然環境局　国立公園課			
連絡先	03-5521-8277			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html			

国立公園等多言語解説等整備事業

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく
魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(１)国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
(２)モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
(３)事業実施の効率化にかかる業務
(４)同時音声翻訳技術の一部導入
(５)自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業イメージ】

【事業実施スキーム】

・事業形態：直轄事業・補助事業（補助率：2/3）
・請負先/補助対象：民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等

【令和７年度見直し内容】
・野生生物関係施設の多言語解説整備
・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
・同時音声翻訳技術の一部導入

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-12</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>21.4 億円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における体験滞在の満足度を向上させる事業</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体、協議会等、民間事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２
２／３（利用拠点整備改善計画策定支援のみ）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">○利用拠点計画、利用拠点整備改善計画策定支援
○廃屋撤去
　民間事業者の導入を前提とした廃屋の撤去
○インバウンド機能向上
　Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化
○文化的まちなみ改善事業
　地域文化が体験できるようなまちなみ改善に係る外観、外構修景等
○既存施設観光資源化促進事業
　施設の機能転換または強化のための内装及び設備整備
○引き算の景観改善
　景観改善のための無電柱化、通景伐採、工作物の撤去・移設、駐車場の緑地化
○利用拠点滞在環境改善事業
　滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点における建築物等の撤去、滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成
○自然景観地の核心地の上質化事業
　公園内の核心地に位置する展望所・休憩所・山小屋など利用施設の改修</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">自治体が作成する利用拠点計画等に基づく上記事業に対して支援</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">—</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省自然環境局国立公園課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３—５５２１－８２７９</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html</td></tr>
</table>

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

【事業目的・背景・課題】

国立公園の利用拠点には、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。一方で、インバウンド対応や個人旅行へのシフトなど旅行ニーズの変化に対応できておらず、また廃屋化した建物が魅力を著しく低下させているなど自然環境と地域独自の文化が相まった魅力を旅行者が十分に体感できていない。

また、第24回観光立国推進閣僚会議（R6.7）にて、2031年までに全ての国立公園で、地域の理解と環境保全を前提に、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による滞在体験の魅力向上の取組を展開することとなった。

以上より、インバウンドの地方への誘客促進等の観光促進のため、引き続き計画に基づき事業を推進する必要がある。

【事業内容】

○国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

1 利用拠点計画策定支援

2 利用拠点計画に基づく整備事業

①廃屋の撤去　②インバウンド機能向上　③まちなみの改善
④既存施設の観光資源化　⑤引き算の景観改善
⑥利用拠点滞在環境改善事業【新設】

3 自然景観地の核心地の上質化事業

建物の外装、内装、設備の改修　等

【事業イメージ】

廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備

利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

【事業実施スキーム】

・事業形態：直轄事業（２①のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
・事業期間：令和元年度～

【令和７年度見直し内容】
・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充
・社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-13</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>100 百万円
400 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">特定外来生物防除等対策事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">1/2 以内又は定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。
（１）特定外来生物防除事業（交付率 1/2 以内）
（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限 250 万円※）
（３）外来種対策戦略検討等事業（定額、上限 250 万円※）
※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">（１）特定外来生物の防除
（２）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（１）及び（２）について
①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
（３）外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき　外来種のリスト化に必要な調査・検討等</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">長崎県対馬市</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5521-8344</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/zaiseishien.html</td></tr>
</table>

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（特定外来生物防除等対策事業）

環境省

【令和７年度当初予算　100百万円】
【令和６年度補正予算　400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和４年５月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和５年４月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（１）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
（３）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）
※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象　地方公共団体
■実施期間　令和５年度～

4. 事業イメージ

特定外来生物による被害の防止、
分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復

国

※(1)①、(2)①、(3)の場合
都道府県
市町村

※(1)②、(2)②の場合
市町村・
民間団体
民間団体

交付金
½以内又は定額

（１）特定外来生物の防除
（２）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（１）及び（２）について
①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
（３）外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室　　電話：03-5521-8344

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-14</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>8,234 百万円の内数
4,786 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">自然公園等事業費等</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備等を実施する。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業等を支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２、４５／１００</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">①国立・国定公園整備
・公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設　等
※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）については、動物繁殖施設は対象外
・国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設
②国立公園及び国定公園の区域外の整備
・長距離自然歩道整備計画に基づく施設
・平成 18 年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設
※自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）として実施
③国立公園施設の長寿命化対策
・個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設（対象は上記①の国立公園整備に同じ）</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">○交付限度額
　国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業の場合　事業費の 1/2
　国定公園等整備事業の場合　事業費の 45/100</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">北海道（利尻島）、東京都（伊豆大島）、島根県（隠岐島）、香川県（小豆島）、鹿児島県（屋久島）等</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省自然環境局自然環境整備課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5521-8281</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.env.go.jp/content/000125909.pdf</td></tr>
</table>

自然公園等事業費等

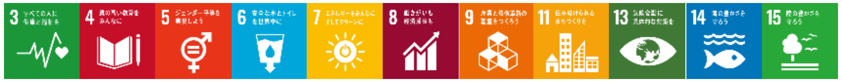

【令和７年度予算　　　8,234百万円（8,235百万円）】
【令和６年度補正予算額　　　　　4,786百万円　】

環境省

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域（エリアベースド）の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

・　自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
・　国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、
　　国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
・　自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
・　国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
・　自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
・　国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
■請負先・交付対象　　請負事業：民間事業者・団体、交付金事業：地方公共団体
■実施期間　　平成６年度～

4. 事業イメージ

事例１：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備

ビジターセンター、標識の整備

事例２：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上

ビジターセンター整備

事例３：国立公園施設の強靱化

歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課　電話：03-5521-8281

No.	⑧-15		R７当初予算額	0.9 億円
事業名	国立・国定公園の海域適正管理強化事業費		府省庁名	環境省
概　要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり海域地区の環境保全活動を推進する。			
支援対象	― （請負事業として実施）	補助率	―	
対象事業	〇オニヒトデ等食害生物の駆除に関する業務 生態系被害をもたらす外来種等の防除を行うもの（例：オニヒトデ、シロレイシガイダマシ、アイゴ等） 〇保全対象生物のモニタリング関する業務 　保全対象となっている生物のモニタリングを行うもの。特に過去調査を実施していない期間が長いもの。（例：サンゴ、指定動植物等のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む）） 〇ウミガメ・海鳥繁殖地保全に関する業務 ウミガメの産卵地や、海鳥の繁殖地の保全のために必要な調査等を行うもの（例：ウミガメや海鳥のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む）） 〇利用の軋轢の解消に関する業務 協議会等の設置や現地調査等、利用の軋轢の解消に必要な調整等を行うもの（例：動物を観察するための船の接近による動物への影響や水上バイクと海水浴等利用エリアの重複による事故の発生等の可能性があるケース等への対策） 〇海域公園地区の区域表示管理に関する業務 海域公園地区の区域を明示するブイや看板等の設置に係る必要な調査等を行うもの。			
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施			
離島での実績	令和６年度　天売島（北海道）、屋久島（鹿児島県）など			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局国立公園課			
連絡先	０３―５５２１－８２７８			
参照 HP				

国立公園等管理等事業費
（７）国立・国定公園の海域適正管理強化事業費

環境省

【令和７年度予算　　　87百万円（87百万円）】

優れた管理体制の確立や効果的な管理手法の導入により、海域公園地区等の指定や適正管理を推進します。

1. 事業目的

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ等の優れた景観を有する地区を対象に指定する海域公園地区について、2030年度までに陸域と海域の30%以上を保全する国際・国内目標（30by30目標）に適合する海域とするため、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を行う。

2. 事業内容

<背景>

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する海域公園地区は地域の重要な観光資源になっているが、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害等により生態系の破壊が進んでいる。

【事業概要】

国立・国定公園の海域等において、地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入した対策を実施する。

【期待される効果】

生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、海域公園等の適正管理や利用者へのサービスの向上が図られる。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業

■請負先　民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体

■実施期間　平成20年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国 →（請負）→ 民間団体等

民間団体等 →（結果の報告）→ 国

具体的な活動例

ウミガメの産卵巣の保護方法の検討

サンゴ礁モニタリング（コドラート調査）

ウミガメ等海洋生態系保全（海岸清掃）

オニヒトデ駆除

お問合せ先：　環境省　自然環境局　国立公園課　電話　03-5521-8277